

も く じ

はじめに

1	計画策定の背景・趣旨	1	5	計画の期間	6
(1)	健康増進計画	1	6	計画の策定方法	7
(2)	健やか親子21	2	(1)	現状値等の把握	7
(3)	食育推進計画	3	(2)	計画の策定体制	7
2	本町の取組み	4	7	西濃保健所管内地域と医療・福祉	8
3	計画の性格	4	圏		
4	計画の範囲	6			

第1部 現 状

第1章 人口等の統計

1	人口構造	11	5	疾病等	29
(1)	年齢3区分別人口の推移	11	(1)	国民健康保険特定健康診査結果による異常割合	29
(2)	性別人口の推移	12	(2)	国民健康保険受診率	30
(3)	人口ピラミッド	13	(3)	後期高齢者医療受診率	30
2	出生	14	(4)	疾病分類	31
(1)	出生数の推移	14	6	医療保険制度	34
(2)	出生率の推移	15	(1)	国民健康保険医療費の推移	34
(3)	合計特殊出生率の推移	16	(2)	一人あたり医療費等の比較	35
(4)	低体重児出生率の推移	17	7	世帯と住居の状況	36
3	死亡	18	(1)	世帯の推移	36
(1)	死亡数・率の推移	18	(2)	平均世帯人員	36
(2)	主要死因	20	(3)	住宅の所有関係	36
(3)	自殺率と自殺者数	22	8	就業等の状況	37
(4)	乳児死亡率の推移	24	(1)	業種別就業者数	37
(5)	死産率の推移	24	(2)	労働力人口の変化	38
(6)	平均寿命	26			
4	要支援・要介護認定者	26			

第2章 保健事業等の実施状況

第1 妊娠期・乳幼児期 / 39

1	保健指導・健康教育	39
(1)	母子健康手帳交付時の初回面接	39
(2)	乳幼児健康相談	39
(3)	10か月児相談	39
(4)	2歳児相談	40
(5)	5歳児相談	40
2	訪問指導	41
(1)	こんにちは赤ちゃん訪問事業	41
(2)	母と子の健康サポート事業	41
3	健康診査	42
(1)	妊婦健康診査	42
(2)	乳児健康診査	42
(3)	1歳6か月児健康診査	44
(4)	3歳児健康診査	46
4	食育	48
(1)	離乳食教室	48
(2)	手作りおやつ教室	49
5	その他関連事業	49
(1)	未熟児養育医療	49
(2)	育成医療	50
(3)	医療費の助成	50
(4)	予防接種	50

第2 学校期 / 55

1	保健教育	55
(1)	保健学習	55
(2)	保健指導	55
2	保健管理	55
(1)	健康診断	55
(2)	小中学校口腔衛生教室	61
(3)	健康相談	61
3	自殺予防対策	61
4	学校保健計画	62
5	食育	62
(1)	おやこ料理教室	62
(2)	中学校食育教室	62

第3 成人期 / 63

1	健康教育	63
(1)	健診時健康教育	63

(2)	健(検)診事後指導教室	63
(3)	ごうどヘルスウォッチング	64
2	健康相談	64
(1)	健康相談	64
(2)	精神保健福祉相談	65
3	健康診査	66
(1)	特定健康診査	66
(2)	女性の健康診査	66
(3)	がん検診	66
(4)	糖尿病対策	68

第4 高齢期 / 69

1	出前健康教育	69
2	介護予防	69
(1)	ごうどはつらつ健康大学	69
(2)	脳いきいき教室(認知症予防)	69
(3)	転ばぬ先の杖教室(運動機能向上)	70
(4)	シルバー・キッチン 歯っぴー教室 (口腔機能向上・栄養改善)	70
(5)	ちょこっと筋トレ教室(運動機能向上)	71
(6)	いきがいデイサービス(閉じこもり 予防)	71
(7)	いきいきサロン	71
(8)	健康増進に関する自主的活動	72
3	健康診査	73
(1)	特定健康診査	73
(2)	すこやか健診	73

第5 その他 / 74

1	啓発・広報	74
(1)	広報ごうど	74
(2)	ホームページ	74
(3)	広報無線	74
2	保健・健康に関する施設	74
(1)	保健センター	74
(2)	介護予防施設「ばらの里」	74
(3)	スポーツ振興施設	74
(4)	医療機関等	75
(5)	学校	75
(6)	幼稚園	75
(7)	社会福祉協議会	75
(8)	事業所	76

③ 保健推進組織とマンパワー…………… 76	(3) 医療従事者数…………… 76
(1) 保健センター…………… 76	(4) 食生活改善推進員…………… 77
(2) 地域包括支援センター…………… 76	(5) 母子保健推進員…………… 78

### 第3章 第2次計画の評価

(1) 妊娠期・乳幼児期…………… 79	(3) 成人期・高齢期…………… 83
(2) 学校期…………… 81	(4) 考 察…………… 86

## 第2部 計 画

### 第1章 基本計画

① 基本目標…………… 93	(4) 自殺の予防…………… 95
② 基本方針…………… 93	(5) 目標の設定…………… 95
(1) 「一次予防」の重視…………… 93	(6) 健康づくり情報の提供…………… 95
(2) 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する意識の浸透…………… 94	③ 健康づくりを推進する取組み主体の役割…………… 95
(3) 食育の推進…………… 95	

### 第2章 実施計画

#### 第1 妊娠期・乳幼児期 / 97

① 小児保健医療水準の維持・向上…………… 97
(1) 基準値…………… 97
(2) 目標値…………… 99
(3) 目標値を達成するための方策…………… 99
② 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保…………… 100
(1) 基準値…………… 100
(2) 目標値…………… 102
(3) 目標値を達成するための方策…………… 102
③ 育児環境と事故防止…………… 103
(1) 基準値…………… 103
(2) 目標値…………… 106
(3) 目標値を達成するための方策…………… 107
④ 子どものこころの安らかな発達 の促進と育児不安の軽減…………… 108
(1) 基準値…………… 108
(2) 目標値…………… 111

(3) 目標値を達成するための方策…………… 111
⑤ 栄養改善と食育の推進…………… 114
(1) 基準値…………… 114
(2) 目標値…………… 116
(3) 目標値を達成するための方策…………… 116

#### 第2 学校期 / 117

① 栄養・食育…………… 117
(1) 基準値…………… 117
(2) 目標値…………… 120
(3) 目標値を達成するための方策…………… 120
② 身体活動・運動・休養…………… 122
(1) 基準値…………… 122
(2) 目標値…………… 123
(3) 目標値を達成するための方策…………… 123
③ こころの健康づくり・自殺対策…………… 125
(1) 基準値…………… 125
(2) 目標値…………… 125

(3) 目標値を達成するための方策……………	126	(2) 目標値……………	151
4 喫煙、飲酒および薬物使用の防止	127	(3) 目標値を達成するための方策……………	151
(1) 基準値……………	127	5 アルコール……………	152
(2) 目標値……………	129	(1) 基準値……………	152
(3) 目標値を達成するための方策……………	129	(2) 目標値……………	154
5 歯の健康……………	130	(3) 目標値を達成するための方策……………	154
(1) 基準値……………	130	6 歯の健康……………	155
(2) 目標値……………	131	(1) 基準値……………	155
(3) 目標値を達成するための方策……………	132	(2) 目標値……………	158
第3 成人期・高齢期 / 133			
1 栄養・食育……………	133	(3) 目標値を達成するための方策……………	158
(1) 基準値……………	133	7 メタボリックシンドローム……………	160
(2) 目標値……………	138	(1) 基準値……………	160
(3) 目標値を達成するための方策……………	139	(2) 目標値……………	162
2 身体活動・運動・休養……………	140	(3) 目標値を達成するための方策……………	162
(1) 基準値……………	140	8 が ん……………	163
(2) 目標値……………	143	(1) 基準値……………	163
(3) 目標値を達成するための方策……………	143	(2) 目標値……………	164
3 こころの健康づくり・自殺対策……………	146	(3) 目標値を達成するための方策……………	164
(1) 基準値……………	146	第4 数値目標のまとめ / 166	
(2) 目標値……………	147	1 妊娠期・乳幼児期……………	166
(3) 目標値を達成するための方策……………	147	2 学校期……………	168
4 たばこ……………	149	3 成人期・高齢期……………	170
(1) 基準値……………	149		

## 第3部 資料

1 神戸町すこやかプラン21策定委員会設置要綱……………	175	3 第3次神戸町すこやかプラン21作成経緯……………	177
2 神戸町すこやかプラン21策定委員会委員名簿……………	176		

○本計画では、わかりやすさと読みやすさを考慮し、計画年度についても「平成」を使用しています。元号の変更があった場合は、変更後の元号および年度に読み替えることとしています。